

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年6月19日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成25年4月1日、Aに所在する会社B（以下「会社」という。）に雇用され、同年7月1日からC店、平成26年7月16日からD店において販売業務に従事した後、平成27年9月1日付けで本店に異動し、販売業務に従事した。
- 2 請求人によると、平成27年10月からクリスマスに向けた準備が始まり、同年11月に社員が1名異動したこと、店長が他店舗の新装オープンに関わるようになったこと及び年末年始の贈答シーズンで仕事量が増加し長時間労働となったことから、平成28年1月初め頃、急に吐き気、眩暈、呼吸困難、眠気、動悸、不安感、食欲不振等になったという。請求人は、同月21日、E医療機関に受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、平成28年1月21日から平成29年11月30日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月23日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の疾病名及び発病時期

F医師及びG医師は、いずれも、平成28年1月21日頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べており、請求人が同月初旬から体調を崩し、同月21日、E医療機関に受診した経緯に照らすと、両医師の意見は妥当である。

(2) 判断基準

精神障害の業務起因性の判断基準は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の労働時間について

ア 請求人は、出勤時刻、休憩時間及び着替え時間について、適正に算定していないと主張するが、審査官は、決定書理由に記載のとおり、請求人及び会社関係者の申述のほか、社員勤務記録表、入退館情報一覧表、従業員月間勤務状況一覧表等の客観的資料に基づき、監督署長の推計した労働時間を精査し、請求人の労働時間を認定しており、審査官の認定した労働時間は妥当である。

イ ただし、審査官の算定した労働時間集計表において、一部誤りが認められることから、平成28年12月11日の始業時刻を「10：41」から「10：25」に、同月28日の始業時刻を「15：15」から「15：25」

にそれぞれ訂正し、改めて請求人の労働時間を集計したところ、別紙3（略）の労働時間集計表のとおりとなる。なお、起算日について、請求人は平成28年1月8日以降就労していないことから、同月7日とした。

（4）業務による具体的出来事について

請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事について、①配置転換があった、②仕事内容・仕事量の大きな変化があったなどと主張しているため、認定基準に基づき、以下検討する。

ア 配置転換があったとの主張について

請求人は、平成27年9月1日付けでD店から本店に異動となったと認められることから、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）として検討するのが相当であるが、異動の前後で職種に変更はなく、業務内容も菓子販売及びこれに付随するものや店長の補完業務にすぎず、請求人の経歴等からみて容易に対応できるものであったといえることから、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

イ 仕事内容・仕事量の大きな変化があったとの主張について

請求人は、本店に異動後、HがI店の店長の兼務や他店舗の臨店を行ったり、繁忙期（クリスマス、年末年始等）のため、請求人の時間外労働が100時間を超える長時間労働であった旨主張している。労働時間集計表（別紙3（略））によると、請求人の時間外労働時間は、本件疾病の発病前1か月が91時間31分、発病前2か月が67時間42分、発病前3か月が32時間18分であったと認められることから、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（おおきな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）として検討するのが相当である。

上記出来事について検討すると、請求人の時間外労働時間は、発病前3か月から発病前1か月にかけて増加しているものの、過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となったことはなく、また、休日はおおむね確保されており、時間外労働は1か月当たり100時間に満たなかったことから、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の

強度は「中」にとどまるものであると判断する。

ウ 請求人は、平成28年12月31日に当日の入庫金額等の集計作業を自宅に持ち帰り行った旨主張しているが、成果物が明らかでなく、これを裏付けるに足りる資料は認められないことから、請求人の上記主張は採用することができない。

エ 上記主張のほか、請求人は、平成27年12月20日から平成28年1月7日までの間、100時間を超える長時間労働に従事した旨の主張をするが、この間、2日間の休日が確保されていることや、時間外労働も深夜に及んでいないことから、心理的負荷をもたらすほどの出来事として評価できない。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事としては、その総合評価が「弱」となる出来事が1つ、「中」となる出来事が1つ認められるが、その心理的負荷の全体評価は「中」であることから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

(7) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月11日